

平成28年10月 3日

(倉嶋清次 荻野正直 山下政樹 岡仁) 笛吹市長候補者 殿

笛吹市保育協議会私立部会長 角田 亮太

保育施策に対する意見・要望

【趣 旨】

始まって2年目となる子ども子育て支援新制度は、市町村が主体となって行うものとされています。しかしながら、子育て支援の中心となるべき保育行政が、笛吹市においては、残念なことに積極的に行われていません。保育施策の充実を図り、笛吹市としての子育て支援、子どもたちの育ちへの充実について、積極的なビジョンを示していただきたい。

【内 容】

子ども子育て支援新制度が始まり2年目となりました。この新制度では、子ども子育て支援法において市町村の責務が明確化され、市町村が主体となって、より柔軟に、スピーディーに子育てのニーズに対応していくことが求められています。私たち市保育協議会では、子育て支援の中心、子育ての最前線となって日々の保育に取り組み、行政の実務を担う現場であると自負しているところです。また新制度では、さらなる保育内容の充実なども求められ、例えば小学校との連携も重要視されています。

笛吹市においては、本年度、児童課と保育課を統合する組織改編を行い、子育て支援に積極的に取り組み始めているところではありますが、まだまだ十分とは言えません。笛吹市保育協議会私立部会として、今後の笛吹市の子育て環境の充実を願い、保育行政について意見と要望をとりまとめました。

各候補におかれましては、今後の市政について、とりわけ子育て支援について、どのようにお考えであるのか、下記の内容について、10月14日(金)までに文書でご回答ください。結果は公表をさせていただきます。

意見・要望

1、利用定員の弾力的な運用について

さる8月31日、新年度の一斉入所に関する打合せ会において、担当者より、笛吹市では兄弟入所以外の利用定員の超過は認めないとの説明がありましたが、県より、平成28年2月23日付、子第2868号「保育施策に対する意見と要望について(回答)」において、

- 利用定員の設定については、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が確認の手続き中で設定することとされています。
- 定員を超えた特定教育・保育の提供についても、年度中の需要の増大等への対応等について、市町村が実施主体として判断することとなります。
- 一方で、新制度施行後、様々な意見等があったことから、県では、昨年9月15日付で

多子世帯（兄弟姉妹）を対象とする保育所等の優先利用及び入所選考基準における優先事項として取り扱うよう各市町村あて依頼をしたところです。

- また、昨年12月25日付、利用定員の設定等について、法令及びこれまで国から示されたFAQ等を踏まえて、「やむを得ない事情等がある場合」の利用定員を超えた受入も可能である等、あらためて市町村に通知したところです。
- さらに、これらの通知内容については、保育関係団体（1/9 日本保育協会山梨県支部、12/25 日本保育運動連絡会、1/25 甲府市保育連合会等）にも直接説明を行っています。
- 今後も、子どもや保護者のおかれている環境及び地域の実情等を踏まえ、適切かつ円滑に受入れが実施されるよう制度の周知を行ってまいります。

との回答がありますが、笛吹市の姿勢には相違がみられるようです。本年度において、行政当局より弾力運用が認められなかったため、入園を希望する保護者にお断りせざる得ないケースが、いくつもありました。また笛吹市においては先進的な取り組みとして、育休明けの入園予約受付を行っています。例えば次年度3月の育休明けを受けた場合、最大11カ月もの間、その予約のために保育士を確保しつつ、他の子どもの受け入れを断らなければならない状況が生じ得ます。

については実情を踏まえ、笛吹市が主体となって積極的に利用定員の弾力的な運用を検討してください。

2、小学校との連携について

新制度においては小学校との連携も重要視されています。すでに小学校の側では、文科省により「スタートカリキュラム」が策定され、保育所・幼稚園、認定こども園等の幼児教育期から、新しい環境へスムーズに移行できるようなプログラムが実施されています。一方で、保育所運営費においても小学校接続加算が予算化され、小学校側の取り組みに呼応できるような取り組みが求められています。

笛吹市においても、教育委員会が中心となって保幼小中高連携会議を設け、職員の異校種間交流により、同じ理念の下で質の高い保育・教育をめざすと共に、異校種間の円滑な接続を推進していますが、残念ながら子育て支援課においては全く取り組みへの理解がありません。

この点について、例えば東京都などでは平成20年度より就学前教育カリキュラムを策定していますし、平成30年度に改訂される保育所保育所指針の中でも重要な柱とされています。については子育て支援課も積極的に取り組み、国が期待する保育所と小学校との接続を推進し、笛吹市教育委員会等との連携を深め、子どもたちのよりよい成長につなげられるよう、また現場である各保育所が積極的に取り組めるように、保育所自身の予算措置として国の加算認定が得られるよう支援を検討してください。

3、指定管理の取扱いについて

笛吹市が市町村合併により発足して以来、公立保育所の保育内容充実のため指定管理制度を導入し、他市町村に先駆けて積極的に推進してきました。また指定管理を受けた事業者の努力により、保育事業内容の充実が図られ、入園希望者が大きく増大する等、大きな

実績を残しています。

しかしながら市当局の支援体制については十分とは言えず、民間保育所等より遅れた対応、少ない予算措置となっています。指定管理事業者については、私立保育所運営補助金交付要綱に基づく私立保育所支援と同等な補助制度等の支援体制を強化し、更なる保育内容充実に取り組みのように検討してください。

また甲斐市では、市立保育所を民営化すべく社会福祉法人への移管を計画し、広大な市有地を10年間無償貸与し、備品等は無償譲渡する条件で公募を行っています。指定管理だけでなく、民営化への移行も視野に検討してください。

4、保育士不足への対応について

新制度発足以降、全国的に保育士不足がニュースなどで取り上げられ、県内においてもその確保が難しくなっています。特に年度途中の需要増等で受け入れる際、非常勤保育士の採用などで対応していますが、なかなか確保されない状況です。また、保育の質の確保においても十分な処遇とゆとりある保育士の配置が不可欠です。国では保育士の処遇改善等で潜在保育士の掘り起しを支援していますが、笛吹市内各園のような、比較的小規模な保育所では、毎年在園児数が大きく変動するため十分な処遇改善が行えず、保育士の確保が難しくなっています。

この点について、笛吹市では私立保育所運営補助金交付要綱において、乳児保育促進事業の実施に伴う経費として、乳幼児（0歳児）の変動に対しては予算化されていますが、十分とは言えません。これを拡充し乳幼児の変動だけでなく、年度当初より余裕を持った保育士配置をし、十分な処遇で安定的に保育士を確保して途中入所にも十分対応できるよう、予算措置を検討してください。

5、大規模修繕、改築に対する支援の用意について

笛吹市においては、平成21年12月21日付、告示第127号「笛吹市私立保育所緊急整備事業費補助金交付要綱」により、民間保育施設の充実を図るべく積極的な予算措置が行われ、民間保育所11園のうち6園が新築を行い、1園が1部新築を行いました。他の市町村にない大きな実績だったと思います。しかしながら、建築年数等から対象とならなかった私立保育所はもちろん、新築保育所であっても経年の劣化は避けられません。また以前に比べ、0歳、1歳、2歳という低年齢の保育ニーズが増え、平成30年度に改訂される新保育所保育指針の中でも、低年齢児に対する保育の充実が求められています。その充実のためにも保育所設備の改築等が必要になっています。現在では、運営費より積立ができるようになっていますが、建築費高騰もあり、それぞれの保育所単独では厳しい状況です。

将来にわたり保育環境が維持できるよう、また時代とともに変化する保育ニーズに合わせた環境整備ができるよう、市単独の予算措置の創設を検討してください。

以上5項目について、今後の市政として、どのように取り組むお考えかご回答ください。

※参考資料

1. 県意見要望に対する回答書、平成28年2月23日付、子第2868号
2. スタートカリキュラム、スタートブック、平成27年1月、文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究センター
3. 東京都、就学前教育カリキュラム家庭用リーフレット
4. 保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ
5. 甲斐市立保育園の民設民営化に伴う法人募集要項